

**改正**

平成19年12月26日条例第64号

平成21年3月25日条例第17号

平成22年10月1日条例第40号

平成23年12月20日条例第49号

平成26年10月3日条例第57号

平成28年6月29日条例第42号

令和5年3月22日条例第12号

令和5年6月30日条例第29号

令和5年6月30日条例第30号

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例をここに公布する。

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第2項及び第4項の条例で定める認定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園 認定こども園のうち次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（第5条において「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかの要件に該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保

育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 保育所型認定こども園 認定こども園のうち、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 認定こども園のうち、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(職員の配置)

**第3条** 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

2 満3歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（次条第5項において「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、当該学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

3 認定こども園には、1人の長を置かなければならない。

(職員の資格)

**第4条** 前条第1項に規定する職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。

2 前条第1項に規定する職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教諭の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する免許状をいう。以下同じ。）及び保育士の資格を有する者でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の免許状及び保育士の資格を有することが困難である

ときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教諭の免許状を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合に限り、保育士の資格を有する者を学級担任とすることができる。
- 5 第3項の規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合に限り、幼稚園の教諭の免許状を有する者を教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者としてすることができる。
- 6 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理運営を行う能力を有する者でなければならない。

(園地)

**第5条** 連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(園舎)

**第6条** 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設（法第4条第1項の申請の際、現に設置している施設をいう。以下同じ。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の法第3条第1項又は第3項の認定（以下「認定」という。）を受ける場合であつて、次条第2項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、同項本文及び第8条第2項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級の数	面積（平方メートル）
1	180
2以上	$320 + 100 \times (\text{学級の数} - 2)$

(保育室等)

**第7条** 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

- 2 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でな

なければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。）が前条本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

3 第1項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて第1号の基準を満たすときは第2号の基準、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて第2号の基準を満たすときは第1号の基準を満たすことを要しない。

- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級の数	面積（平方メートル）
2以下	$330 + 30 \times (\text{学級の数} - 1)$
3以上	$400 + 80 \times (\text{学級の数} - 3)$

4 第1項の規定にかかわらず、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場にあつては、次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

- (1) 子どもが安全に移動及び利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 前項に規定する屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

5 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内の調理室で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養

面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士をいう。以下同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) その他規則で定める要件

6 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

（乳児室等）

**第8条** 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、前条第1項の規定により置くものとされる設備に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。

2 前項の乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、同項のほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

（教育及び保育の内容）

**第9条** 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）並びに規則で定める事項に基づかなければならない。

2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（職員の資質向上）

**第10条** 認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上を図らなければならない。

（子育て支援事業）

**第11条** 認定こども園が子育て支援事業を実施する場合は、規則で定める事項に留意して実施しなければならない。

（管理運営）

**第12条** 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら、一体的な管理運営を行わなければならない。

(保育を必要とする子どもの保育時間等)

**第13条** 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況その他地域の実情に応じて認定こども園の設置者が定めなければならない。

(情報開示等)

**第14条** 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

2 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(入園の選考)

**第15条** 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、母子家庭、父子家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもを公正な方法で選考しなければならない。

2 認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、前項の子どもの受入りに適切に配慮しなければならない。

(防災体制の整備等)

**第16条** 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、防犯、防災、耐震等の体制を整えなければならない。

2 認定こども園は、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うため、補償の体制を整えなければならない。

(自動車を運行する場合の子どもの所在の確認)

**第17条** 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより

1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する子どもの所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。

(評価及び公表)

**第18条** 認定こども園は、子どもの視点に立って、自己評価及び外部評価を行い、その結果の公表を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(委任)

**第19条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の配置等に関する特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第3条第1項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、第4条第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、知事が幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるものとすることができる。

3 第4条第1項及び第5項本文の規定による保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

4 第4条第2項及び第3項の規定による幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育(第2条第2項第1号アの教育課程に基づく教育をいう。次項において同じ。)に従事してはならない。

5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員

(教育及び保育に従事する者をいう。以下この項において同じ。)の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第4条第1項から第3項まで及び第5項の規定による幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるものをもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 第4条第1項の規定による保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第4条第1項及び第5項本文の規定による保育士の資格を有する者	幼稚園の教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	第4条第2項及び第3項の規定による幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第4条第1項から第3項まで及び第5項の規定による幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるもの
附則第6項	第4条第1項の規定による保育士の資格を有する者	看護師等

附 則 (平成19年12月26日条例第64号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

**附 則**（平成21年3月25日条例第17号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年10月1日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の規定は、平成22年6月1日から適用する。

**附 則**（平成23年12月20日条例第49号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年10月3日条例第57号抄）

## 改正

令和5年6月30日条例第30号

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 15 施行日から起算して5年間は、前項の規定による改正後の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

**附 則**（平成28年6月29日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和5年3月22日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第1号ア及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 認定こども園において、この条例による改正後の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第17条第2項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第

1項に規定する子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

**附 則**（令和5年6月30日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和5年6月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。